



2023年1月13日

各 位

会 社 名 日本ファイルコン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 名倉 宏之  
(東証スタンダード・コード番号5942)  
問合せ先 専務取締役 管理・経営企画管掌  
兼 経 営 企 画 室 長  
齋藤 芳治  
(TEL 042-377-5711)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年2月24日開催予定の第123回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条(電子提供措置等)第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年2月24日(金)
定款変更の効力発生予定日	2023年2月24日(金)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>( 新 設 )</p>	<p>( 削 除 )</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

以上